大子町
国土強靭化地域計画

令　和　２　年　３　月
大　　子　　町

令和４年２月１日　一部変更

令和６年３月３１日　一部変更

令和８年３月３１日　一部変更

目　　次

第１章　計画の策定趣旨及び位置付け

１　計画の策定趣旨・・・

第1章　計画の策定趣旨及び位置付け

１．計画の策定趣旨

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平時から大規模自然災害等様々な危機を想定して備えることが重要であるとの認識の下、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行し、平成 26 年 6 月に同法に基づき、国土強靱化に関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

茨城県においても、市町村や関係機関相互の連携の下、県の強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するための地域計画として、平成 29 年 2 月に「茨城県国土強靱化計画」（以下「県計画」という。）を策定しました。

本町でも、東日本大震災以降も台風や局地的雷雨などによる被害が発生しており、大子町第７次総合計画にて、「安全・安心・快適なだいご」を分野目標とする「総合的な防災・減災体制の確立」を主要施策と位置付け、「豊かな資源をつむぎ　人々が豊かに暮らし、訪れるまち　奥久慈に輝く日本一幸せなＤＡＩＧＯ」の実現に向け取り組んでいるところです。

基本計画及び県計画の策定を受け、本町においても、大規模自然災害等から町民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避し、速やかな復旧・復興に資する施策を計画的に推進するために「大子町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

２．計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靭化地域計画として策定します。

また、国の基本計画及び県計画と調和のとれた計画とすると同時に、「大子町第７次総合計画」における安全・安心・快適なだいごを推進する上での指針となる計画として位置付けます。

(1) 地域防災計画と国土強靭化地域計画

本町における災害への取組について定めた計画としては、既に「大子町地域防災計画」があります。

地域防災計画は、地震や洪水など災害の種類ごとに防災に関する業務等を定めるもので、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画となっています。

これに対して、国土強靭化地域計画は、平時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画となります。

両者は互いに密接な関係を持ちつつ、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めています。

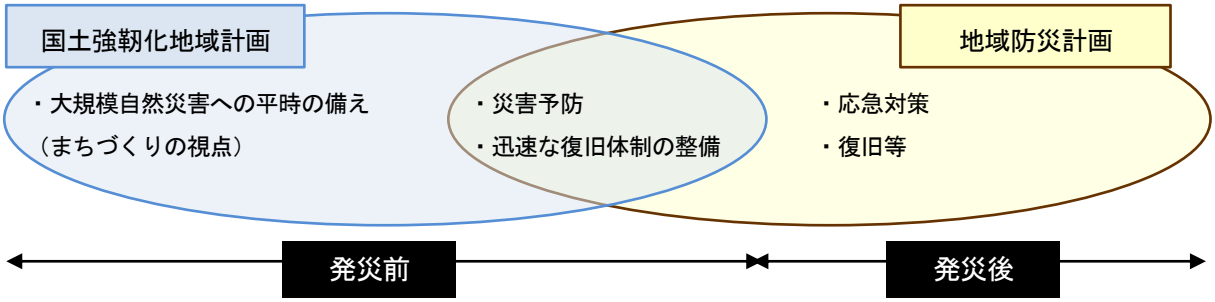

第2章　大子町における国土強靭化の基本的な考え方

１．大子町の概況及び災害の記録

(1) 位置及び地勢

本町は、茨城県の最北西端で、北は八溝山系を境に福島県、西は栃木県、東は茨城県常陸太田市、南は茨城県常陸大宮市にそれぞれ接しています。

町の約８割は八溝山系と阿武隈山系からなる山地で、これらの山あいから数多くの中小河川が流れ出し、町の中央部を縦断する久慈川に注いでいます。

本町は、国の名勝に指定され、日本三名瀑の一つでもある袋田の滝を始め、県内最高峰の八溝山や男体山の秀峰、久慈川の清流、奥久慈温泉郷などの観光資源が豊富であり、県内有数の観光地となっています。

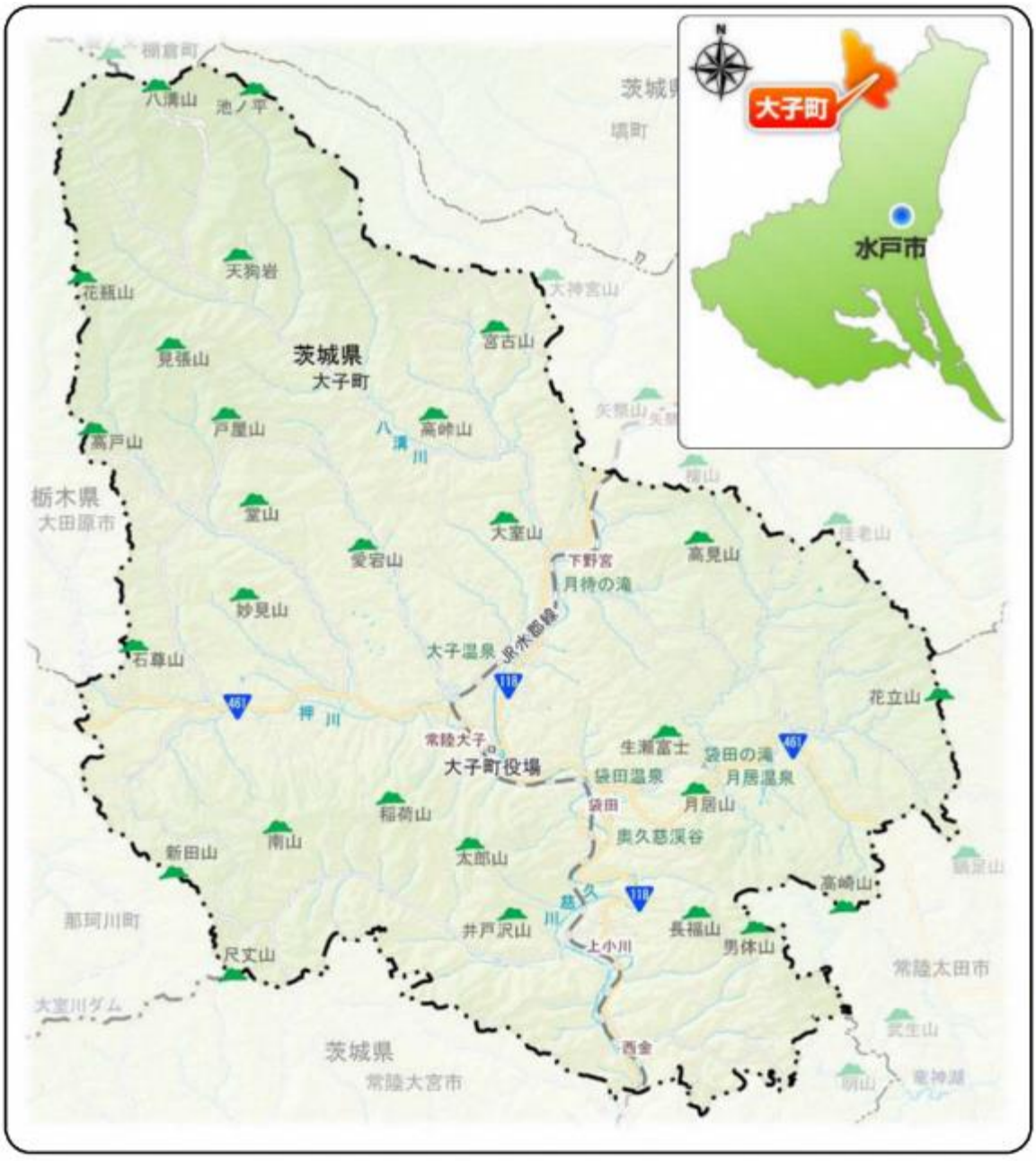

(2) 人口

人口、世帯数ともに減少傾向にありますが、世帯数の減少より人口減少の比率が大きいため、１世帯当たりの人員数も減少傾向となっています。

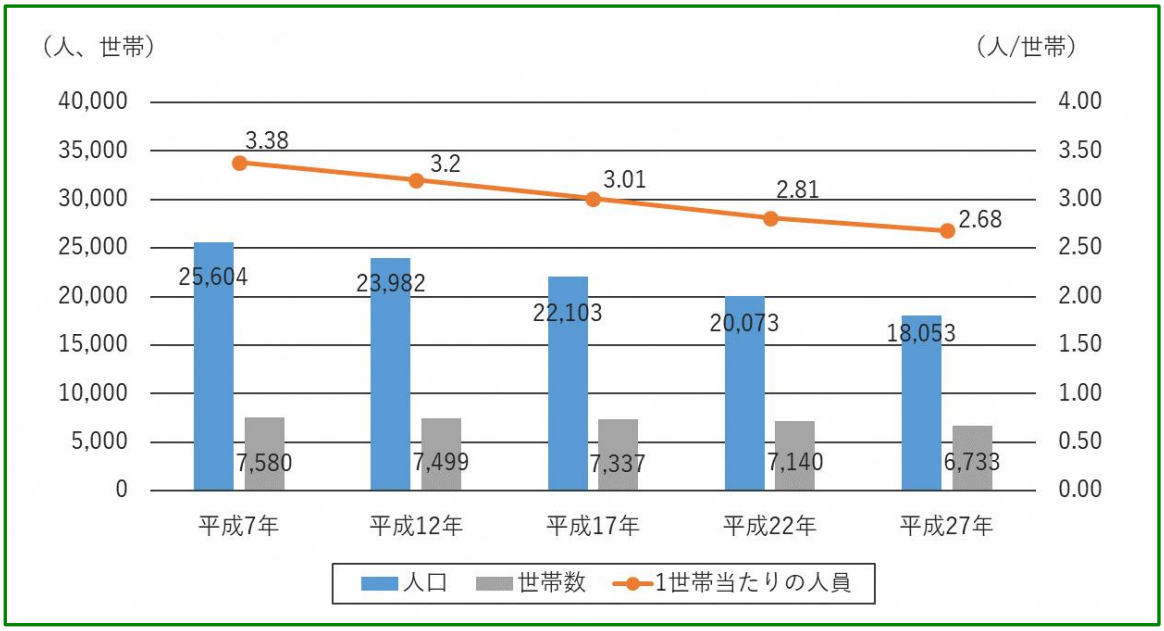

出典：国勢調査

(3) 産業

産業別就業者数は、第３次産業が最も多くなっていますが、人口の減少に伴い、全ての産業で減少傾向となっています。

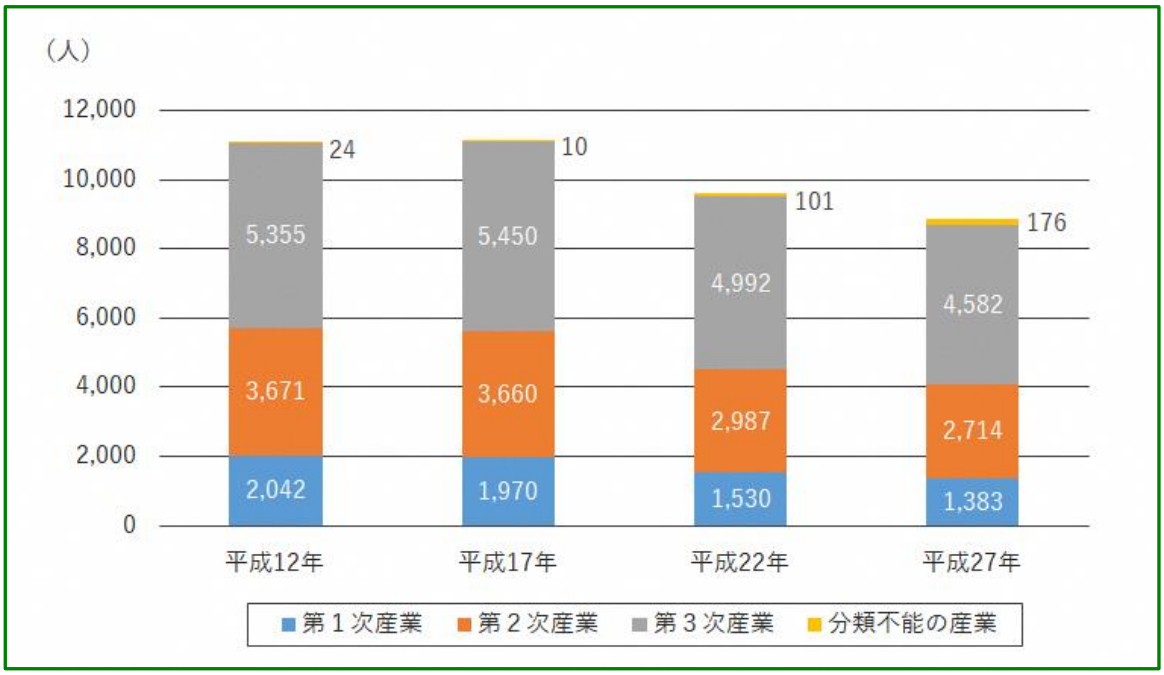

出典：国勢調査

(4) 土地利用状況

本町の土地利用は、山林が約 45% で最も多く、その構成比に大きな変動はなく推移しています。

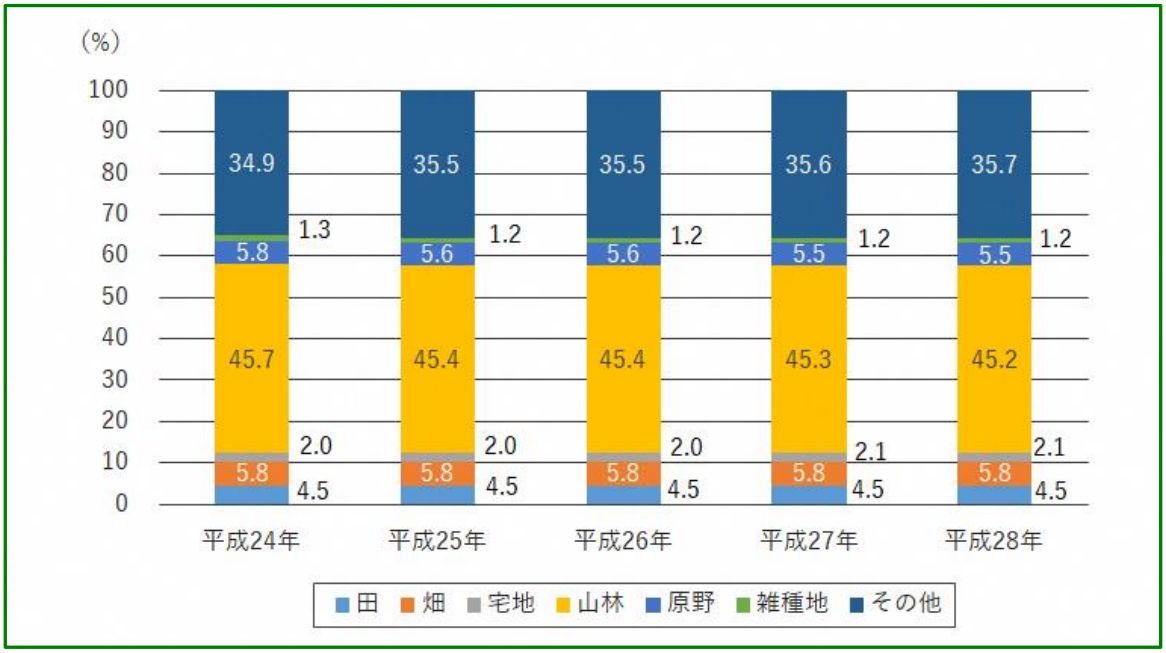

出典：大子町第５次総合計画後期基本計画

(5) 気象

平成 19 年から平成 28 年までの 10 年間の降水量と気温を月別に集計した結果を示します。年間の平均気温は 12～ 13℃、年間の合計降水量は約 1,200～ 1,700㎜ となっており、低温多雨の山岳気候の特色を表しています。降雪時期は 12 月から 3 月ごろまでですが、量は比較的少なく降雪のない月も珍しくありません。

出典：気象庁

(6) 災害の記録

本町の災害の記録を顧みると、地震と風水害に大別され、中でも東日本大震災では、負傷者 2 人、住宅被害 754 棟など人的被害を含む甚大な被害が発生しました。

本町の主な過去の災害

■地震

＜東日本大震災＞

・発 生 日：平成 23 年 3 月 11 日
・震 源 地：三陸沖
・最大震度：5 強※余震含む　マグニチュード 9.0
・人的被害：負傷者 2 人
・住家被害：全壊 1 棟、半壊 1 棟、一部損壊 752 棟
（参照：東日本大震災の記録～地震・津波災害編～（茨城県））

■風水害

発　生　日	気象名	町内の被害状況
令和元年10月6日 ～10月13日	台風第19号 （令和元年東日本台風）	■建物（住家）の被害状況 ○全壊　35棟 ○大規模半壊　107棟 ○半壊　307棟 ○一部損壊　139棟　　合計　588棟 ■公共施設の被害状況 ○大子町役場　地階、第一分室1階、第二分室、公用車21台浸水 ○衛生センター　床上浸水 ○コミュニティＦＭ放送局演奏所　床上浸水 ○旧高齢者センター　床上浸水 ○大子町立松沼集会所　床上浸水 ○奥久慈憩いの森　進入路破損 ○奥久慈渓谷駐車場　護岸破損、プレハブ流失 ○光ファイバケーブル　電柱の倒壊等 ■農業の被害状況 ○土砂崩れ　89 件 ○土砂流入　83 件 ○浸水　9 件 ○堰　22 件 ○畜産　3 件 ○その他　18 件 ○上記のうち田123件、畑47件、山林11件

参考　本町における想定地震

■地震

No	地震名	地震規模	想定の観点	地震動評価法	参考モデル	大子町の最大震度
1	茨城県南部の地震（茨城県南部）	Mw7.3	首都直下型のM7クラスの茨城県南部地域に影響のある地震の被害	詳細法	内閣府（2013）	5弱
2	茨城・埼玉県境の地震（茨城・埼玉県境）	Mw7.3			内閣府（2013）	4
3	F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震（F1断層）	Mw7.1	県北部の活断層による地震の被害		原子力規制委員会審査会合資料など	5強
4	棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震（棚倉破砕帯）	Mw7.0				6強
5	太平洋プレート内の地震（北部）（太平洋プレート（北部））	Mw7.5	プレート内で発生する地震の被害		地震調査委員会長期評価部会での議論	5強
6	太平洋プレート内の地震（南部）（太平洋プレート（南部））	Mw7.5				5弱
7	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震（茨城県沖～房総半島沖）	Mw8.4	津波による被害	簡便法	茨城県（2012）	5弱

注1：Mwは、モーメントマグニチュード　　（参考：大子町耐震改修促進計画）

注2：地震名の下段にあるカッコ内の名称は略称

２．本町における国土強靭化の基本目標

本町においては、平成 23 年 3 月の東日本大震災により甚大な被害を受けたほか、令和元年東日本台風災害など気象の急変に伴う局地的な災害が発生しています。

また、茨城県地震被害想定調査の結果から、本町においても、県北部の活断層により最大で震度６強の地震が発生するおそれがあることが明らかになっています。

過去の災害から得られた教訓を踏まえ、町では、地域防災計画の見直しなど様々な対策を進めてきたところですが、今後は、必要な事前防災、減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施していくことが重要です。

また、高度経済成長期以降に集中的に整備したインフラは、今後、老朽化が急速に進むと見込まれており、長寿命化や計画的な更新により機能を適切に維持していく必要があります。

このようなことから、いかなる大規模自然災害が発生しても、町民の生命及び財産を守り、経済社会活動に致命的な被害を負わない「強さ」と速やかに回復する「しなやかさ」を兼ね備えることで、生活の安全がしっかりと確保され、安心して暮らし続ける社会の形成を目指すこととします。

本町の強靭化を進めるに当たっては、国が基本計画に位置付けた国土強靭化の推進における４つの基本目標を踏まえて、次の４つを基本目標に位置付け、「豊かな資源をつむぎ　人々が豊かに暮らし、訪れるまち　奥久慈に輝く日本一幸せなＤＡＩＧＯ」の実現に向け、関連施策を推進します。

Ⅰ　人命の保護が最大限図られること。
Ⅱ　町政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること。
Ⅲ　町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
Ⅳ　迅速な復旧・復興

「豊かな資源をつむぎ　人々が豊かに暮らし、訪れるまち
奥久慈に輝く日本一幸せなＤＡＩＧＯ」の実現

３．計画の対象とする災害

本町に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されますが、国の基本計画が首都直下地震や南海トラフ地震など広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を想定していることを踏まえ、本計画においても、当面、大規模自然災害を対象とします。

また、大規模自然災害の範囲については、県の基本目標に掲げる「人命の保護が最大限図られること」及び「県政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」という観点から、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般（地震、津波、台風・竜巻・豪雨などの風水害等）とします。ただし、比較的影響が少ないと想定される火山による降灰、大雪災害、林野火災等の自然災害は、他市町村、周辺都県との連携の中で考慮します。

また、本町においては、自然災害に起因する原子力災害への対応も重要な課題ですが、国の基本計画の動向等を見ながら、今後の取扱を検討するものとします。

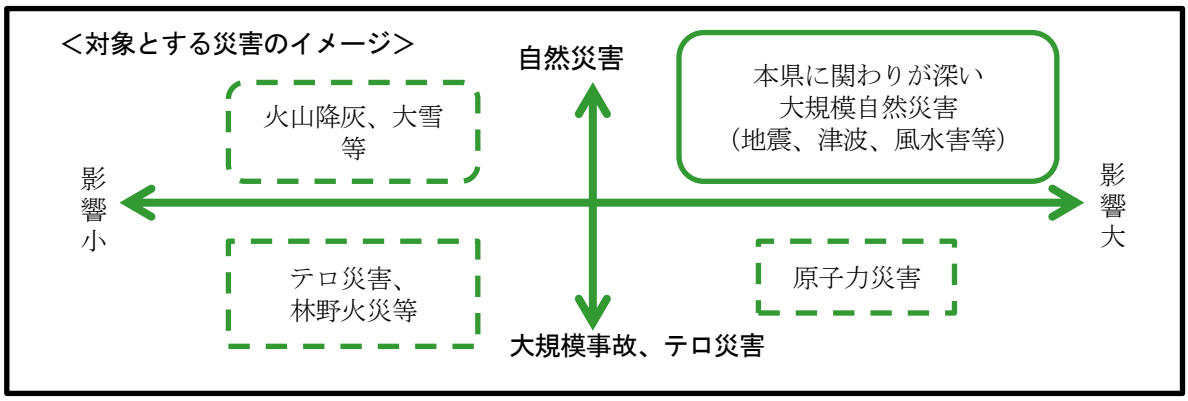

４．本町における国土強靱化を進める上で特に配慮すべき事項

本町の強靱化を図る上で、国の基本計画に掲げる基本的な方針を踏まえつつ、特に次の事項に留意し、対策を進めます。

(1) 社会構造の変化への対応等に係る事項

○　「自律・分散・協調」型の社会のシステムの形成につなげる視点を持つこと。

人口や経済活動、社会機能などの東京への一極集中からの脱却を図るなど国土全体の「自律・分散・協調」型の社会システムの確立に資するとともに、それぞれの地域や市町村の独自性を活かし、潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出す「自律・分散・協調」型の社会システムの形成につなげる視点を持つ。

○　関係団体との連携体制の構築

本町の強靱化に向け、国、県、近隣市町村、大学、関連事業者、地域団体やボランティア等の民間団体等が、それぞれの役割を常に相互の連携を意識して取り組む体制を構築する。

○　インフラの老朽化への対応

高度成長期以降に集中的に整備したインフラは、今後、老朽化が急速に進むと見込まれており、長寿命化や計画的な更新により機能を適切に維持していく。

○　人のつながりやコミュニティ機能の向上

平時からの人のつながりが強靱な社会をつくることを念頭におき、人と人、人と地域、また、地域と地域のつながりの再構築や地域、目的等を同じくする様々なコミュニティの機能の向上を図る。

(2) 効果的な施策の推進に係る事項

ア　多層的な取組

○　複合的・長期的な視点による施策の推進

施策の推進に当たっては、防災・減災等の視点に加え、経済成長や自然環境の保全、各種リスクを見据えた長期的な効率性・合理性の確保など複合的・長期的視点を持って取り組む。

○　平時からの有効活用

非常時の防災・減災等の効果を発揮するのみならず、その施設や取組が平時に持つ意味を考慮して、日頃から有効に活用される対策となるよう工夫する。

○　ハード対策とソフト対策の組合せによる総合的な取組

想定される被害や地域の実状等に応じて、ハード対策とソフト対策を効果的に組み合わせることにより総合的な取組を進める。

イ　各主体の連携

○　広域連携体制の構築

広域的な災害に対応するため、近接県間や全国規模での相互応援体制の整備を進め、災害時の支援物資の確保や緊急消防援助隊等の受入体制の整備に努める。

○　民間投資の活用

民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携（広報・普及啓発、協議会の設置等）により民間事業者の自主的な設備投資等を促すとともに、PPP／PFI を活用したインフラ整備や老朽化対策を進めるほか、民間の投資を一層誘発する仕組みを具体化する。

ウ　人づくり

○　防災人材の育成と確保

地域の防災力を強化するため、災害から得られた教訓などを基に、災害発生時に自らの判断で的確な行動をすることができる知識、知恵及び技術を持った人材や次世代の地域防災の担い手となる人材の育成と確保を図る。

エ　重点化及び進捗管理

施策の重点化や進捗管理（ＰＤＣＡサイクル）を通じて、本計画に基づく施策の推進及び見直しを行うとともに、本町の強靱化に関わる各主体間で中長期的な方針を共有し、短期から長期の時間管理概念を持った計画的な取組を推進する。

第3章　脆弱性評価

１．脆弱性評価の考え方

本町における大規模自然災害等に対する脆弱性評価は、大規模自然災害による甚大な被害を回避するために、現在の施策で足りるのかどうか、どこに脆弱性があるのかを明らかにするために実施します。

施策の現状分析・評価を行うことにより本町における国土強靱化に必要な施策を効率的・効果的に実施することにつながることから、国土強靱化を推進する上で必要不可欠なプロセスです。

脆弱性評価は、国が実施した手法を参考に、①想定するリスクの設定、②「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定、③リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定、④リスクシナリオを回避するための現状分析・評価という手順により脆弱性評価を行い、強靱化のための推進方針を策定します。

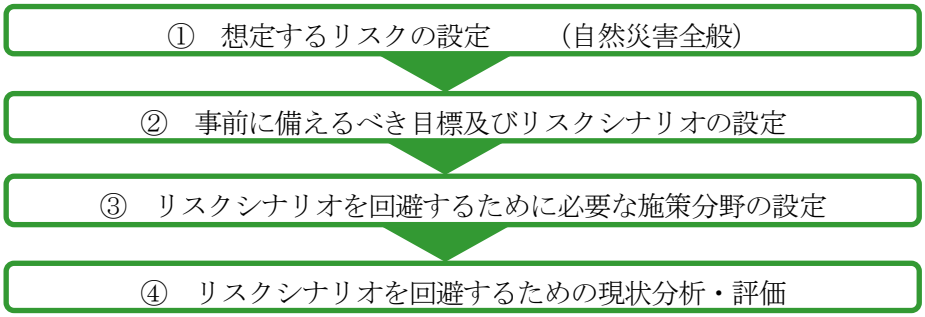

２．「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

国の基本計画においては、８つの「事前に備えるべき目標」とその目標の妨げとなるものとして、45 の「リスクシナリオ」を設定して評価を行ったが、本町においては、これを参考に、８つの事前に備えるべき目標と 37 のリスクシナリオを次のとおり設定します。

参考　国のリスクシナリオから、本町では採用しなかった、又は統合したリスクシナリオ

国のリスクシナリオ		本町のリスクシナリオ等	
3-3	首都圏での中央官庁機能の機能不全	―	県において、今後、関東地方における首都圏のバックアップ機能を検討していくため、当面、採用を見送る。
4-2	郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が到達できない事態	―	郵便事業に関し、該当する県施策がないため、当面、採用を見送る。
5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響	5-4	地域交通ネットワークの長期停止 ※本町では、海上輸送及び空港に関する事項に該当しないため統合
5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上ネットワークの機能停止	―	
5-6	複数空港の同時被災	―	
5-7	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態	―	金融事業に関し、該当する町施策がないため、当面、採用を見送る。
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止 ※該当施策が重複するため、統合
6-5	異常渇水等により用水の供給の途絶	―	

※　上記以外の国のリスクシナリオについては、本町においてもおおむね同様に設定

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる。	1-1	建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊･火災
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む。）。	2-1	被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助･救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水･食糧等の供給不足
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-7	被災地における感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。	3-1	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3	町の職員･施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ･ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る。	5-1	サプライチェーンの寸断等による町内企業の生産力低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要な電力、石油等の供給の停止
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等による基幹産業の機能停止
		5-4	地域交通ネットワークの長期停止
		5-5	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	6-1	町民の生活・経済活動の維持に必要な電力や石油等の供給の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	し尿処理等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない。	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿線･沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	ため池、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散･流出
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-6	風評被害等による町経済等への甚大な影響
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧･復興が大幅に遅れる事態
		8-2	土木施設の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧･復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	地域交通ネットワークの基幹インフラの損壊により復旧･復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域･長期にわたる浸水被害の発生により復旧･復興が大幅に遅れる事態

３．施策分野の設定（個別施策分野・横断的分野）

国の基本計画においては、12 の個別施策分野と３つの横断的分野を設定して評価を行っていますが、本町においては、これを参考に、７の個別施策分野と２つの横断的分野を設定しました。

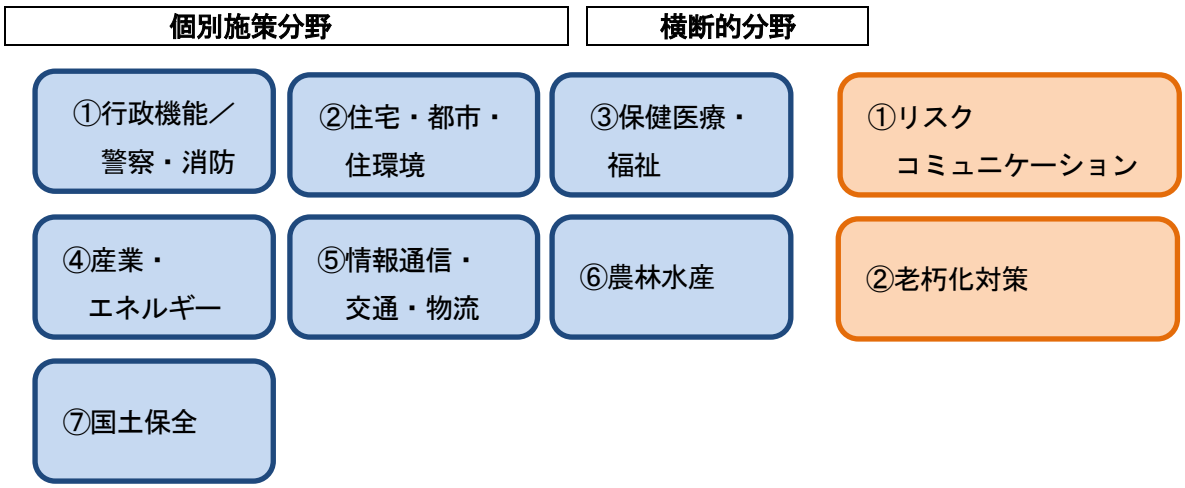

参考　国の個別施策分野から、本町では採用しなかった、又は統合した個別施策分野

国の個別施策分野	本町の個別施策分野	統合等の理由
②住宅・都市	②住宅・都市・住環境	町施策において、環境、土地利用分野と関連が深いため統合
④エネルギー	④産業・エネルギー	町施策において、産業構造分野と関連が深いため統合
⑤金融	（採用見送り）	該当する町施策がないため、当面、採用を見送る。
⑥情報通信	⑤情報通信・交通・物流	町施策において、交通・物流分野と関連が深いため統合
⑦産業構造	（④へ統合）	町施策において、エネルギー分野との関連が深いため統合
⑧交通・物流	（⑤へ統合）	町施策において、情報通信分野と関連が深いため統合
⑪環境	（②へ統合）	町施策において、住宅・都市分野との関連が深いため統合
⑫土地利用（国土利用）	（②へ統合）	

※　国の個別施施策分野のうち、①行政機能／警察・消防等、③保健医療・福祉、⑨農林水産、⑩国土保全は、本町においても同様に設定

４．脆弱性評価の実施

37 のリスクシナリオごとに、それを回避するための現行の施策を抽出し、施策ごとの達成度や進捗度などを踏まえて、現行の取組で対応が十分かどうか、脆弱性の分析・評価を実施しています。併せて、施策分野ごとの取組状況が明確になるよう施策分野ごとに整理しています。

５．脆弱性評価の結果

(1) ハード対策とソフト対策の適切な組合せによる施策の推進

防災・減災対策など強靭化に資する取組については、既に実施されているものもあるが、進捗状況等の観点から、未だ不十分な状況にあります。

本計画に掲げる基本目標を達成し、強靭な地域づくりの実現のために、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、施策を推進する必要があります。

(2) 関係機関等との連携

強靭化に資する取組において、個々の施策の実施主体は、町だけでなく、国や県、民間事業者・団体など多岐にわたることから、各実施主体との情報共有や各主体間の連携を強化する必要があります。

第4章　本町における国土強靭化の推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、リスクシナリオを回避するために必要な施策群として、第３章３で設定した施策分野ごとに整理します。

※　施策名の末尾に、当該施策が位置付けられている計画名を略称により示す。

【凡例】　総合　…　町総合計画
防災　…　町地域防災計画
耐震　…　町耐震改修促進計画
BCP　…　町業務継続計画
災廃　…　町循環型社会形成推進地域計画
みち　…　県道路整備プログラム
公共　…　町公共施設等総合管理計画

１．個別施策分野の推進方針

①　行政機能／警察・消防等

行政機能

①-1　町の防災拠点機能の確保　リスクシナリオ１－２　〔防災〕〔耐震〕

○　町は、避難所の機能を有し、応急対策活動の拠点となる公立学校、コミュニティセンター等の町有建築物は、災害時における活動拠点として、防災上重要な建築物が多いことから、計画的に耐震化を促進する。

①-2　業務継続体制の整備　リスクシナリオ３－３　〔防災〕〔ＢＣＰ〕

○　各部においては、風水害応急対策に関する活動要領（マニュアル）等を作成し、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう整備を図る。この際、業務継続計画（ＢＣＰ）を策定するなど災害応急対策等の実施に必要となる庁舎の代替施設の確保や重要データの保全等に万全を期するものとする。また、災害時に他部とも円滑に連携が図れるよう、平素から情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練を共同で行うなど各部間の連携体制を整備しておく。

また、東日本大震災や令和元年東日本台風時の災害対応の教訓を踏まえ、職員の住民質問対応マニュアルや報道対応マニュアルなど具体的な対応マニュアルの整備を図るものとする。

○　業務継続計画の策定体制・継続的改善

⑴　業務継続計画の策定体制

業務継続計画の策定に際しては、全庁的な検討体制とする。検討体制には、非常時優先業務の所管部署、その実施に必要な資源（庁舎、職員、情報システム等）を所管する部署、そして業務継続計画のとりまとめを担当する部署を始め、全部署が検討に参画し、非常時優先業務の整理等を行う。

これは、非常時優先業務の整理や必要資源の配分等を検討する際には、部門を越えた優先順位等の合意形成が必要となるためである。

⑵　業務継続計画の継続的改善

業務継続計画は、一旦策定すればよいというものではない。計画の実効性を確認し、高めていくためには、教育や訓練を繰り返し実施していくことが重要であり、そのためには、教育や訓練の計画等を策定し、これに従い着実に実施することが重要である。

業務継続に係る訓練には、非常参集訓練、安否確認訓練、非常通信訓練、情報システムのバックアップからの復旧訓練、災害対策本部を対象とした机上訓練・図上訓練など様々な種類があるが、これらの訓練で明らかになった課題や改善点は、業務継続計画の改訂で確実に反映させる。

また、電気、水、食料、人員などの必要資源について点検を行い、平時から設備の増強、備蓄の促進及び人員確保・育成について計画的に実施しておくことも重要である。

このように、計画策定後も訓練の実施や必要資源の点検等によりＰＤＣＡサイクルを回し、業務継続計画の実効性を高めていく。

①-3　災害情報の収集及び伝達体制の確保

リスクシナリオ１－３、１－５、４－１、４－２　〔防災〕

○　町は、住民等への情報伝達手段として、緊急告知ＦＭラジオを始め、緊急速報メール、テレビ、ホームページ、広報車等様々な媒体の活用を促進するとともに、これらの媒体を適切に運用し、事象に応じた災害情報を確実に伝達する取組を進める。

○　町は、避難勧告等の発令基準の策定をするとともに、県と連携し、避難勧告等の発令に着目したタイムラインの策定を促す。

①-4　物資、資機材等の備蓄及び調達体制の整備　**リスクシナリオ２－１、２－５**　〔防災〕

○　町民のための食料、医療品等を備蓄するとともに、庁舎機能維持のために災害対応担当者への食料・飲料水を確保し、停電対策や燃料備蓄の整備拡充を図る。また、災害応急復旧用資機材等の整備拡充を図る。

災害時における災害応急対策に必要な資機材等が、直ちにその機能を有効かつ適切に発揮できるよう平素から点検整備に努める。

また、資機材の調達先、調達方法等についても、災害時に迅速に活用できるよう確認しておくものとする。

①-5　広域連携体制の整備　**リスクシナリオ１－１、２－３、３－１**　〔防災〕

○　地震、風水害、火災等の大規模又は広域災害に対応するためには、個々の市町村の消防力だけでは十分ではなく、多数の応援部隊を被災地に集中的に投入しなければならない。そのための広域応援体制の確立を図り、責任の所在を明確にする。

①-6　土木施設の復旧・復興を担う人材の育成・確保　**リスクシナリオ８－２**　〔総合〕〔防災〕

○　組織活力を維持しつつ、意欲と能力のある人材を幅広い職域で活用していくため、職員の再任用制度の適正な運用に努める。

○　町は、発災後の円滑な応急対応及び復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。また、自主防災組織や消防団、民生委員などの情報収集団員を活用した情報収集・集約体制の整備を図る。

警察・消防等

①-7　警察・消防等の防災拠点機能の確保　**リスクシナリオ２－３、７－１、７－５**　〔総合〕

○　防火水槽等消防水利の整備に努める。

○　ドクターヘリのランデブーポイントを計画的に整備する。

○　老朽化している消防本部及び消防団の消防車両や資機材等を計画的に更新する。

①-8　地域防災力の強化　**リスクシナリオ８－３**　〔総合〕〔防災〕

○　自主防災組織の活動に必要な知識・技術を習得するための研修会等を開催することにより自主防災組織の活動を支援する。

○　自主防災組織を始めとする関係機関との連携により高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の安全確保に努める。

○　家庭における非常用食料や防災用品備蓄、災害発生時の行動などについて啓発活動を行い、住民の防災意識の向上を図る。

○　地域社会の防災力を高めるために、自主防災組織の育成等のソフト面から見た防災まちづくりの長期計画を手法及び目的別に整理し、効果的な事業の推進を図る。

①-9　災害時の交通事故等の回避対策　**リスクシナリオ３－２**

○　信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

②　住宅・都市・住環境

②-１　住宅、建築物等の耐震化　リスクシナリオ１－１、１－２　〔総合〕〔防災〕

○　「大子町耐震改修促進計画」に基づき、効果的な普及・啓発を行うとともに、住宅・建築物安全ストック形成事業を活用した事業を実施して、耐震化を促進する。

○　学校施設等の公共施設の耐震化を推進し、子供の安全と有事における住民の避難施設の確保を図る。

○　地震による家屋の倒壊等を未然に防止するため、木造住宅耐震診断士による耐震診断を推進し、木造住宅の耐震化を促進する。

②-２　市街地整備等　リスクシナリオ１－１　〔防災〕

○　造成地に発生する災害の防止は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査及び当該工事の施工に対する指導・監督を通して行う。

　また、造成後は、巡視等により違法な開発行為の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

②-3　防火対策　リスクシナリオ１－１、７－１　〔総合〕〔防災〕

○　消防団との連携により消防体制の充実と町民の防火意識に対する啓発活動を推進する。

○　町は、住民自ら守るという町民の防火意識を高揚し、自主防災組織の育成を図る。育成を支援する中で消火器、バケツ等を備えていくとともに、防火用水の確保、風呂水の溜め置き等を地域ぐるみで推進する。

　また、工場、事業所等の防火管理者においても、消防法第 8 条の規定に基づく消防計画を作成するとともに、本計画に基づいて防火管理業務を遂行するものとする。

②-4　上水道施設の耐震化等　リスクシナリオ６－２、６－３　〔防災〕

○　水道施設について、震災後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置を講じることはより重要かつ有効である。このため町は、施設ごとに耐震性を考慮した設計指針に基づき、耐震性の強化、代替性の確保、系統多重化等被害軽減のための諸施策を実施して、被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を講じていくものとする。

○　台風第 19 号で被災し，稼働停止している衛生センター（し尿処理）について，防災対策として土地のかさ上げを実施し予防措置を講じるとともに，早期の復旧を図る。

②-5　老朽・空き家対策　リスクシナリオ７－２　〔総合〕

○　沿川・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、県や関係団体と連携し、空き家対策を推進する。

②-6　災害廃棄物対策　リスクシナリオ８－１　〔災廃〕

○　災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、地域防災計画に基づいて対応を図る。また、県、近隣市町村、民間事業者等との連携を図り、事前に緊急時の円滑な協力・処理体制を確保する。

②-7　自然災害を考慮した土地利用等　リスクシナリオ１－４、８－５　〔防災〕

○　町は、安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。

ア　防災まちづくり方針の策定に基づく安全を重視した土地利用の確保及び町の災害危険度の把握を的確に行うとともに、これらの災害を周知する。

また、災害に弱い地区における土地利用については、安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を誘導する。

イ　土砂災害・洪水ハザードマップの継続的な更新により災害危険箇所の周知を図る。

③　保健医療・福祉

③-1　災害拠点病院等の機能強化　リスクシナリオ１－２、２－４、２－６　〔防災〕

○　重要な構造物の建設を行う際は、ボーリング調査によって耐震性や液状化検討のための詳細な土質調査等を実施することが望まれる。特に、災害対応を行う庁舎や避難所として用いられる公共建築物については、今後、個々の建物について耐震性診断等の詳細調査を進めることが望まれる。また、病院等では、非常用電源などの耐震性や容量等について調査し、問題があれば施設の改修を行う。

③-2　ＤＭＡＴ等の機能確保　リスクシナリオ２－４、２－６　〔防災〕

○　町は、医療救護活動が円滑に実施できるよう医療救護チーム及びＤＭＡＴの輸送に当たっては、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

※ＤＭＡＴ（Disaster Medical Assistance Team）：災害時派遣医療チーム。急性期（おおむね48時間以内）に活動する。

③-3　避難行動要支援者対策　リスクシナリオ１－５、８－３　〔総合〕〔防災〕

○　自主防災組織を始めとする関係機関との連携により高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の安全確保に努める。

○　町は、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者にも配慮した分かりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

③-4　感染症予防対策　リスクシナリオ２－７、６－３　〔防災〕

○　被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症まん延の未然防止を図ることを目的とする。なお、防疫措置は、ひたちなか保健所と緊密な連携をとり、実施する。

④　産業・エネルギー

産業

④-1　町内企業における事業継続計画：ＢＣＰの普及啓発

リスクシナリオ５－１、５－２、５－３、５－５、７－４　〔防災〕

○　町は、企業の取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業の事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援等に努める。

エネルギー

④-2　大規模災害発生時の緊急給油対策　**リスクシナリオ２－４、５－２、６－１**　〔防災〕

○　災害支援協力を行う車両に対し、優先的に給油を行う体制を構築することで、スムーズな災害支援を目指す。

○　災害の発生に伴い、本町への燃料供給が滞る事態が発生した場合に備え、茨城県石油商業協同組合大子支部等と連携し、災害応急対策車両の優先・専用給油所や優先的に燃料を供給すべき施設及び車両をあらかじめ指定しておくなど燃料の優先供給体制を整備し、住民の生命の維持及びライフラインの迅速な復旧等を図る。

④-3　エネルギーの供給源の安定化　**リスクシナリオ５－２、６－１**　〔防災〕

○　町及び病院、学校、幼稚園等不特定多数者利用施設の防災上重要な施設管理者は、耐震診断及び耐震補強工事を推進するとともに、地震時の停電に備え、バッテリー、自家発電設備等の整備を推進する。

⑤　情報通信・交通・物流

情報通信

⑤-1　情報通信ネットワークの整備　**リスクシナリオ１－５**　〔防災〕

○　町は、災害時の情報通信設備の機能を確保するため保守点検の実施と的確な操作の徹底に努めるとともに、次の事項に留意し、その耐震化対策を十分に行うものとする。災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電整備等の整備に努める。

交通・物流

⑤-2　道路等の防災・減災対策及び耐震化

リスクシナリオ１－１、２－１、５－４、６－４、８－４〔総合〕〔防災〕〔みち〕

○　道路等の公共施設は､住民の日常生活及び社会･経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。したがって、これら公共施設について、事前の予防措置を講じることは重要である。このため、町は、施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を考慮し、被害を最小限にとどめるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。

○　危険・狭小箇所の改良など、町民の身近な生活道路である町道の整備を計画的に推進する。

⑤-3　緊急輸送体制の整備　**リスクシナリオ１－１、２－１、５－４、６－４**　〔防災〕〔みち〕

○　地震による被害を最小限にとどめるためには、地震発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのためには、緊急通行車両の調達とその交通経路（緊急交通経路）の確保のための道路啓開等を、地震発生後、迅速に行うことが望まれ、その事前対策として、緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材及び車両の調達体制の整備を図る。

⑤-4　道路ネットワークの構築　**リスクシナリオ６－４、８－４**　〔みち〕

○　災害発生後であっても、損壊により復旧・復興が大幅に遅れることなく、早期復旧を図れるよう国道・県道・町道等を拡幅するなどの整備を国・県・関係自治体と連携して促進する。

⑤-5　孤立可能性地区における対策の推進　**リスクシナリオ２－２、８－５**　〔防災〕

○　災害発生時に交通や情報通信の手段の途絶により孤立する可能性のある地区に通じる道路防災危険個所の対策、緊急輸送道路の耐震化、代替輸送道路の確保及び該当地区周辺の土砂災害対策を推進するとともに、県と連携して必要な装備資機材の整備、通信基盤の整備等を進める。

○　山間地等において、多様な主体が管理する道を把握し、活用すること等により避難路や代替輸送路の確保を促進する。

⑥　農林水産

⑥-1　農業水利施設等の老朽化対策及び耐震化

リスクシナリオ５－５、６－３、７－４　〔防災〕

○　被災した場合に農業生産への影響が大きい農業用ため池や排水機場等の基幹的農業水利施設及び農業集落排水施設の老朽化対策及び耐震化に向けた取組を推進する。

⑥-2　農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化

リスクシナリオ１－５、７－３、７－５　〔防災〕

○　災害発生時の被害を最小化するため、基幹的農業水利施設、治山施設等の長寿命化計画の策定や機能診断、農村の排水対策、治山対策等のハード対策を進めるとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する。

○　築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応するため、ため池管理者は、早急に整備を要する農業用のため池の改修及び洪水等からの安全を確保するために必要な管理施設の改修を図るとともに、農業用ため池ハザードマップを作成する。

⑥-3　農林道等の整備　**リスクシナリオ５－５、６－４**

○　災害発生時における避難路や代替輸送道路を確保するため、迂回路として活用しうる農道や林道を把握し、整備を促進する。　〔防災〕

⑥-4　農作物等の風況被害　**リスクシナリオ７－６**

○　町は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう広報活動を行う。　〔防災〕

⑦　国土保全

⑦-1　総合的な土砂災害対策の推進　リスクシナリオ１－５　〔総合〕

○　土砂災害防止施設の整備を進めているが、ハード対策には時間を要するため、県と連携し、土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害ハザードマップの作成・周知、避難訓練の実施等ハードとソフトを適切に組み合わせた対策を推進する。

⑦-2　土砂災害防止施設等の長寿命化対策　リスクシナリオ１－４、１－５、７－３　〔公共〕

○　都市インフラ施設（道路、橋りょう、土砂災害防止施設等）を始めとした今後も継続して使用する公共施設については、これまで不都合が生じてから修繕を行う「事後保全」の維持管理だけでなく、長期的な視点で計画的な修繕を行う「予防保全」の考え方を取り入れ、定期的な点検や診断結果に基づく計画的な保全を実施し、公共施設等の長寿命化を推進します。

⑦-3　地籍調査の促進　リスクシナリオ８－３　〔総合〕

○　地籍の明確化と計画的な土地利用や行政事務の効率化を図るため、地籍調査を計画的に推進します。

２．横断的分野の推進方針

①　リスクコミュニケーション

①-1　自助・共助・公助の適切な組合せの教育、訓練、啓発等　〔総合〕

○　国土強靱化を進める上で、全ての関係者が自助・共助・公助の考え方を十分に理解し、自発的に行動するよう国土強靱化に関する教育、訓練、啓発等による双方向のコミュニケーションの機会を継続的に提供する。

①-2　地域防災力の強化　〔防災〕

○　災害時の住民同士の助け合い・連携による災害対応力や被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平時から維持・向上させる。また、防災ボランティア等による地域を守る組織・団体の主体的な活動について、後方支援等を含め促進する。

○　災害発生時に対応できる体制を整えるため、自主防災組織の育成や消防団の充実・強化及び活性化の推進、学校における防災教育、地域住民による地区防災計画の作成などを通じて地域防災力の向上を推進する。

○　県と連携し、地域住民や自主防災組織等に対し、洪水の浸水想定区域、土砂災害危険箇所など地域の災害危険箇所について周知を図るとともに、地区防災マップや災害・避難カード、マイタイムライン等の作成支援を通じて、地域住民の避難行動や防災意識の啓発を図る。

①-3　災害情報の収集及び伝達体制の確保　〔防災〕

○　町は、住民等への情報伝達手段として、緊急告知ＦＭラジオを始め、緊急速報メール、テレビ、ホームページ、広報車等様々な媒体の活用を促進するとともに、これらの媒体を適切に運用し、事象に応じた災害情報を確実に伝達する取組を進める。

○　町は、避難勧告等の発令基準の策定をするとともに、県と連携し、避難勧告等の発令に着目したタイムラインの策定を促す。

②　老朽化対策

②-1　公共施設等の長寿命化対策　〔公共〕

○　都市インフラ施設（道路、橋りょう、上水道等）を始めとした今後も継続して使用する公共施設については、これまで不都合が生じてから修繕を行う「事後保全」の維持管理だけでなく、長期的な視点で計画的な修繕を行う「予防保全」の考え方を取り入れ、定期的な点検や診断結果に基づく計画的な保全を実施し、公共施設等の長寿命化を推進する。

第5章　計画の推進及び不断の見直し

１．町の他の計画の見直し

本計画を基本として、国土強靭化に係る町の他の計画について、毎年度の施策の進捗状況等により必要に応じて、計画内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行うこととします。

２．計画の見直し

今後の国土強靭化を取り巻く社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、毎年度の施策の進捗状況等により必要に応じて見直すこととします。

本計画の策定のために実施した脆弱性評価は、町が実施し、又は把握している施策等を基に行ったものであり、今後、町や民間事業者等が独自に行っている取組等も評価の対象とすることを検討する必要があります。また、災害の個別事象について、地域ごとの災害の起こりやすさや被害の大きさ等を考慮したリスクシナリオに基づく脆弱性評価を検討する必要があります。

このため、これらの脆弱性評価に関する課題への対応の充実度に合わせて、本計画の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行うこととします。

３．施策の推進及び重点化

(1) 施策の進捗管理と PDCA サイクル

本計画の推進方針に基づく各種施策については、本町の分野別計画と連携しながら、計画的に推進するとともに、進捗管理及び評価を行います。

本計画では、毎年度、それぞれの施策について、進捗管理を行うとともに、ＰＤＣＡサイクルにより取組の効果を検証し、必要に応じて改善を図りながら、安心で暮らしやすいまちづくりを進めます。

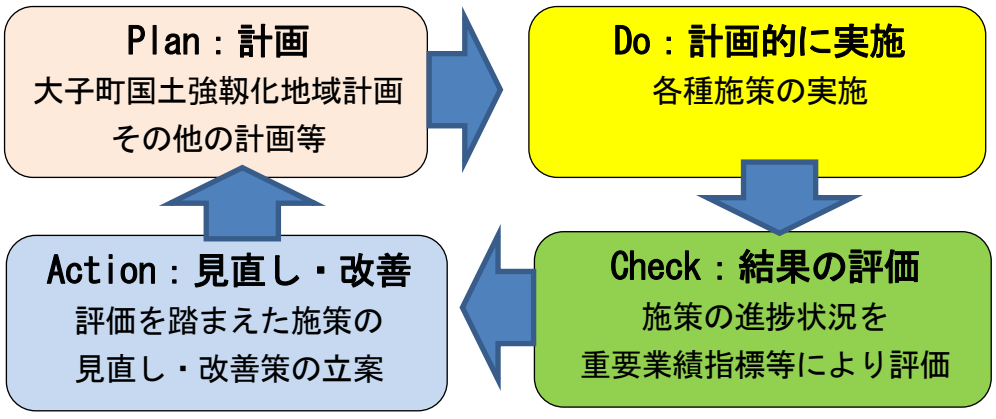

(2) 施策の重点化

限られた資源・財源の中で効率的かつ効果的に本町の強靭化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら、取組を進める必要があります。

国の基本計画においては、45 のリスクシナリオごとに、事態回避のためのプログラムを策定し、その中から、15 の重点化すべきプログラムを選定しています。

本計画においては、国のリスクシナリオを参考に、本町の特色等を勘案し、37 のリスクシナリオに整理・統合等を行った上で、脆弱性評価を行い、施策の推進方針を策定しています。これら 37 のリスクシナリオに対応する施策群を構成する基本項目を対象に、次に示す視点を基に、緊急性や優先度を総合的に判断し、12 の重点化すべき施策群（重点プログラム）を設定しています。

この重点プログラムについては、その重要性に鑑み、進捗状況等を踏まえつつ、更なる重点化を含め、取組の一層の推進に努めるものとします。

重点化の視点	説明
影響の大きさ	当該施策を講じない場合、大規模自然災害の発生時において、「生命・財産」や「社会経済システム」にどの程度影響を及ぼすか。
施策の進捗	当該施策に係る指標（現状値又は目標値）等に照らし、施策の進捗を向上させる必要がどの程度あるか。
平時の効用	当該施策が大規模自然災害の発生時のみならず、地域活性化や産業振興など平時の課題解決にも有効に機能するか。
国全体の強靭化への寄与	当該施策が南海トラフ地震など県外における大規模災害のリスク低減にどの程度寄与するものか。

＜リスクシナリオごとの重点化すべき施策群（重点プログラム）＞

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる。	1-1	建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊･火災
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む。）。	2-1	被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給の長期停止
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助･救急活動等の絶対的不足
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。	3-3	町の職員･施設等の被災による機能の大幅な低下
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る。	5-5	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない。	7-4	重要施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(3) プログラム推進上の留意点

「プログラム」は、町の組織の横断的な施策群であり、いずれも一つの担当課の枠の中で実現できるものではありません。

このため、関係する課や県等において推進体制を構築して、データや取組内容を共有するなど施策の連携を図るものとします。

また、ＰＤＣＡサイクルの実践を通じて限られた資源を効率的かつ効果的に活用し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせながらプログラムを推進するなど本計画の目標の実現に向けてプログラムの実行性・効率性が確保できるよう十分に留意します。